

食品安全委員会第22回会合議事録

1．日時 平成15年12月4日(木) 14:00～15:03

2．場所 委員会大会議室

3．議事

(1) プリオン専門調査会における審議状況について

・牛海綿状脳症(BSE)発生国からの牛受精卵の輸入に関する意見・情報の募集について

(2) 微生物・ウイルス合同専門調査会における審議状況について

・疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直しに関する意見・情報の募集について

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

・遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準に関する意見・情報の募集について

(4) 食品安全委員会の11月の運営について(報告)

(5) その他

4．出席者

(委員)

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

(事務局)

梅津事務局長、一色事務局次長、岩淵総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、杉浦情報・緊急時対応課長、宮崎評価調整官、西郷リスクコミュニケーション官

5．配布資料

資料1 プリオン専門調査会における審議状況について

資料2 微生物・ウイルス合同専門調査会における審議状況について

資料3 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について

資料 4 食品安全委員会の 11 月の運営について

資料 5 12 月 2 日付けで接受した食品健康影響評価要請書

6 . 議事内容

寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」の第 22 回の会合を開きます。本日は、7 名の委員全員御出席でございます。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元でございます「食品安全委員会（第 22 回会合）議事次第」というのがございますので、御覧になってください。

まず、お手元の配布資料の確認をお願いいたします。資料は 5 点でございます。

資料 1 が「プリオン専門調査会における審議状況について」。

資料 2 が「微生物・ウイルス合同専門調査会における審議状況について」。

資料 3 が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」。

資料 4 が「食品安全委員会の 11 月の運営について」。

資料 5 が、12 月 2 日付けで接受した「食品健康影響評価要請書」でございます。

お手元でございますか。ございますですね。

それでは、議題 1 に入らせていただきます。プリオン専門調査会における審議状況について、事務局から説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、お手元でございます資料 1 に基づきまして、プリオン専門調査会における審議状況の御説明をさせていただきます。

今回お諮りをしておりますものは、平成 15 年 11 月 27 日に開催をされました「プリオン専門調査会」において審議結果の案がとりまとめられたことを受けまして、その審議結果案に基づいて、広く国民の皆様からの意見の募集をしてもよいかどうかということのお許しを得るためにお諮りをするものでございます。

内容でございますが、資料 1 の 1 枚めくって 1 ページを御覧ください。

農林水産省からのお尋ねは、現在、我が国においては B S E 発生国からの牛の受精卵の輸入は停止をするという措置を講じているところでございますけれども、3 ページをごらんいただきますと「牛受精卵の輸入数量」という表がございます。B S E 発生国であることが明らかになった時点で、牛の受精卵の輸入は止まっているということでございまして、カナダにつきましては本年の 5 月以降、カナダで発生をしたということを受けて、ここには数字が入ってございますけれども、5 月以降は輸入はないということでございます。

こうなっているわけですが、1 ページに戻っていただきまして上の方から 2 段落

目の中に書いてございますが、国際獣疫事務局（OIE）が本年5月に輸出国のBSEステータス、BSE発生国かどうかということにかかわらず、ある一定の条件に従って採取され、取り扱われた牛の受精卵というのはBSEの発生には危険はないということを受けまして、輸入規制をしてはならないというふうに行っているところがございます。

1枚めくっていただきまして、2ページの4の（1）のところを御覧いただきますと、受精卵を介したBSEの伝達性につきましては、幾つかの科学的知見がございまして、実際にBSEに感染した牛から由来する受精卵を、実際に健康な雌牛に移植した場合、その移植された雌牛及び子牛はどうかというような検査をしております、生後7年間、移植後7年間、それぞれ子どもと母親ですが、経過してもBSEの症状は出ていないというようなことが言われているというようなデータがございます。

それから、移植された牛について、病理組織学的検査、免疫組織化学的検査、電子顕微鏡による検査等を実施したけれども問題がなかったというようなデータがございまして、これらに基づいて、受精卵についてはBSE発生国からの輸入であっても安全であると、BSEは発生することはないということで、国際獣疫事務局（OIE）が牛受精卵の輸入規制は輸出国のBSEステータスによらず、規制してはならないということにされているということでございます。

これらのデータに基づきまして、プリオン専門調査会において御議論をしていただきました結果、3ページの「5 結論」というところを書いてございますが「当専門調査会は、牛海綿状脳症（BSE）発生国からの牛受精卵の輸入に係る食品健康影響評価について審議を行った結果、現在の知見では、牛受精卵によってBSEが伝達されるという科学的根拠はなく、国際受精卵移植学会の勧告に従って採取・取扱われた牛受精卵によるBSEのヒトへの食品健康影響については無視できると考える。」という御結論になったものでございます。

勿論、専門調査会での御議論とは、むしろ管理側の話でございますけれども、御紹介いたしますと、1ページの下の方に「2 農林水産省における今後の取扱いについて」ということが書いてございますが、農林水産省の方、管理側では、もしこれが今のようなBSEのヒトへの食品健康影響評価について無視できるということであれば、この2の①②③に書いてございますような条件をもって、輸入停止措置を解除したいというお考えのようでございます。

1つは、輸出国でBSEが届出伝染病に指定されていること。

2番目は、これはまさに評価した内容でございますけれども、3番目は、その受精卵供

与牛がBSEの患畜または疑似患畜でないこと。これはむしろ、安全側に厳しく対応したいという管理側でのお考えというふうに考えておりますが、このような状況で専門調査会は先ほど申し上げたような結論を出したということでございます。

これに基づきまして、表紙に書いてございますように、本日お許しをいただければ、本委員会終了後、来年1月6日まで意見の募集を行いまして、従来どおり、その内容によって必要があれば専門調査会を開催いたしますし、必要がなければ、また本委員会において御議論をいただくという運びになるものでございます。

以上、御説明を終わらせていただきます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

どなたか、ただいまの説明に関しまして御質問、あるいはコメントございますでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、意見・情報の募集を実施していただくということでよろしく願いいたします。

それでは、議題2に入らせていただきます。

「微生物・ウイルス合同専門調査会における審議状況について」、事務局からの説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料2につきまして御説明をさせていただきます。

本案件は、平成15年11月28日に開催されました「微生物・ウイルス合同専門調査会」において審議が行われまして、とりまとめられた結果について、今後、国民に意見を求めるということについて御了承をいただき、意見を募集することにしてよろしいかどうかということをお伺いしたものでございます。

本案件の中身でございますが、1枚めくっていただきまして「疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直しに係る食品健康影響評価について」という表題のものがございます。

その「1.はじめに」というところに書いてございますが、従来より農林水産省、厚生労働省で食品の規制はさまざまな流通の段階を対象に行っているわけでございますが、そのような各段階での法的な規制の内容について、整合性を図るべきであるということがBSEの問題の発生以来、縦割り行政の解消ということを目指されているところでございます。

その一環といたしまして、本年5月30日に食品衛生法等の一部を改正する法律によりまして、と畜場法及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、これは食鳥検査法というふうに短く言っておりますが、そういうものの規制の内容を家畜伝染病予防法の規

定に合わせて整合性を図ることが定められているわけでありまして、これに基づいて基準を決めないといけないということで、その基準についてお尋ねがあったものでございます。

一番最後の、横長の絵を御覧いただきたいと思いますが、従来は、法改正前は家畜伝染病予防法で規定する疾病につきましては、当然のことながら家畜伝染病予防法で規制が行われて、そういうものがあると畜場、あるいは食鳥処理場の方に回ってくることはないわけですが、それはそれとして規制をしつつ、と畜場及び食鳥処理場においては、この絵の真ん中の上の黄色い部分が除かれた薄いグリーンの部分だけが規定をされておりました。今回の法律の改正によりまして、家畜伝染病予防法で規定する疾病については、すべてと畜場及び食鳥処理場における検査についても同様に規定をされるということで、その黄色い部分、追加分とされる部分が今回、新たに付け加わるということでございます。

それからもう一つ、下の方の黄色は、これは食鳥検査法では規定されておりましたけれども、と畜場法では規定されていないという部分があったので、この部分もすべて整合化を取るとということで今回、新たに追加される疾病の部分というのは、その黄色い部分であります。

この一番右側の食品衛生法につきましては、この規定ぶりが、と畜場法及び食鳥検査法で規定されたものは全部そこに書いてございますけれども、対象となる疾病というのはと畜場法及び食鳥検査法で規定する疾病というふうに規定されますので、この真ん中の黄色い部分の整合化を図れば、あとはすべて整合化を図れるということになるわけであります。

従来、と畜場法におきましては一部の疾病については全廃棄、その他の疾病については部分廃棄というか、病変部分を除いて、それ以外は食用に供してもいいということになっているわけですが、2ページ一番下に「(2)廃棄基準の考え方」というものがございまして、そこに書いてございますように、次の3ページ一番上の①②③というところがございまして、今回、規定ぶりとして変更される予定のものは、①とされている部分は「ヒトへの病原性が指摘されている疾病について、とさつ・解体禁止、全部廃棄」。

2番目は、それ以外の疾病というのは家畜伝染病法で規定する疾病、及びと畜場法で別途規定する疾病ということですが「それ以外の疾病について、とさつ・解体禁止、全部廃棄」。だから、①と②は同様の措置を取る、全部廃棄という措置を取るということでございます。

③の「異常について、異常部分の廃棄」。これは、明らかに潤滑油等で汚れて、その部分が食用に供せないということがわかるようなケースでございまして、そういう部分につ

いては異常部分の廃棄ということで、この①②③ということを経験的な方針として、この改定を行いたいということでございます。

このような考え方は、3ページの①②③の直後に書いてございますけれども、ヒトへの病原性が指摘される疾病については、健康保護の観点からとさつ・解体禁止、全部廃棄とすることとし、それ以外の疾病にあっても、人への病原性に関する科学的データが乏しく、現時点においてヒトへの病原性がないと判断することはできないという考えから、リスク管理措置として、とさつ・解体禁止、全部廃棄とすることが妥当という考え方でやると。これは勿論、管理側での措置ということですが、そういう考え方でやりたいということでございます。

微生物・ウイルス合同専門調査会における御議論の結論は、この3ページの4のところでございますが、まず1番目は「ヒトへの病原性が指摘されている疾病に罹患した家畜の肉等の一部を食用とすることについて、現在把握している知見ではヒトに対しての食品健康影響（リスク）は否定できない」。食品健康影響評価はあるかもしれないということでございます。

それから、2番目は「ヒトへの病原性が指摘されている疾病以外の疾病」。だから、現時点ではまだ病原性が指摘されていないような疾病ということですが「現在把握している知見ではヒトへの病原性を有していないとはいえない」。だから、明らかにヒトへの病原性が絶対ないということは結論づけることは難しいということで「それら疾病に罹患した家畜の肉等の一部を食用とすることによるヒトに対しての食品健康影響（リスク）は否定できない」。危険性は否定できないということでもあります。

3番目は「異常が認められた家畜の肉等については、異常が認められた部分を確実に除去すれば食用とすることによるヒトに対しての食品健康影響（リスク）は無視できる」というのは、確実に除去すれば食用としてもよいという趣旨でございます。

なお、異常の程度を判断する基準については、検査実施要領をきちんと決めて、と畜場における検査・措置が適切に実施されることが望ましいという御結論でございました。

4番目として、これらの疾病につきましては、引き続き、ヒトへの病原性に関する科学的知見の収集や異常の原因究明等の調査研究に努めて、当委員会としてはそれらによって得られた知見に基づいて、これらの疾病についてのリスク評価の見直しを適宜行っていくことが必要であるというような御結論でございました。

端的に言えば、現在お考えになっておられる厚生労働省からの管理措置については、食品健康影響評価としては、そのようにやっていいという御趣旨であろうかというふうに考

えております。

これに基づきまして、もし本日お許しをいただければ、本日の会議終了後から来年1月6日までの5週間、意見・情報の募集をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明の内容につきまして、あるいは記載事項につきまして、御質問はございますでしょうか。

よろしいですか。それでは、疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直しにつきましては意見・情報の募集手続に入ることにいたしたいと思っております。これもまた、意見・情報の募集が済んだ後、こちらに返ってくるわけですね。それでは、よろしく願いたいと思います。

それでは、議題3に入らせていただきます。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議状況について」、事務局から御説明をお願いいたします。

村上評価課長 それでは、資料3に基づきまして御説明をさせていただきます。

かねてより、遺伝子組換え食品の新規申請がなされているところでございますが、まず、遺伝子組換え食品についてのガイドラインを作成をいたしまして、それに基づいて個別の審議を行うということで、ガイドラインの作成をしてきたところでございます。

専門調査会におきましては、今週月曜日、12月1日に開催されました第3回の遺伝子組換え食品等専門調査会におきまして、遺伝子組換え食品のうちの種子植物についての安全性評価基準がとりまとめられたということでございまして、これにつきまして、もしお許しいただければ国民に意見・情報の募集をいたしまして、その後、必要があれば専門調査会での御議論の後、食品安全委員会に上程をしたいということで、本日は意見募集のお許しをいただきたいという趣旨でございます。

遺伝子組換え食品のガイドラインにつきましては、平成6年当時、厚生省の「組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性評価指針」というものができまして、これに基づいて安全性の確認という作業が始まったわけでありまして、平成8年には種子植物に由来する遺伝子組換え食品の安全性の確認というものがされまして、それ以降、安全性確認が逐次、行われてきたわけでありまして。

この資料の1ページの一番上に「第1章 総則」の「第1 評価基準作成に至る背景」のところに、今、申し上げたようなことが書いてございますが、この一方で国際的にも、

この遺伝子組換え食品のガイドラインについての作成が進みまして、平成 15 年 7 月、ちょうど食品安全委員会が発足したのとほぼ同時ぐらいの時点で、コーデックス委員会において遺伝子組換え食品の安全性評価のガイドライン、これは種子植物と、それからそのものを食べる微生物についてのガイドラインが承認をされたということでございます。

本委員会の専門調査会におきましては、今までの厚生労働省の作成した審査基準をベースにいたしまして、それ以降、コーデックスで作成されております遺伝子組換え食品のガイドラインをできる限り取り入れる、整合性を図る、あるいはその文言と申しますか、用語の統一を図るということで、今回の遺伝子組換え食品の安全性評価基準の改定と申しますか、新規の食品安全委員会としての安全性評価基準の作成をしてきたというふうに理解をしているところであります。

この安全性評価基準は相当大部でございますので、これを逐一御説明をするのは、今回はこれからご意見・情報の収集にかかるということでございますのでいたしませんけれども、専門調査会において最も議論になりましたのは用語の定義と申しますか、組換え DNA 技術の対象となるものは何なのかという部分での議論でございました。従来の、厚生労働省がおつくりになった「組換え DNA 技術応用食品・食品添加物の安全性評価基準」の中では、これはセルフクローニング、ないしはナチュラルオカレンスというものは除くというか、審査の対象としないということを言っていたわけですが、コーデックス委員会において作成されましたガイドラインにおいては、セルフクローニングとかナチュラルオカレンスという用語の定義が難しいということで、そのような用語を使っておりません。

本委員会においてつくりました安全性評価基準においては、コーデックス委員会の定義、この組換え DNA 技術の定義というものをそのまま引いておりまして、セルフクローニングないしはナチュラルオカレンスというような用語は使っていないわけでございます。ただ趣旨と申しますか、国際的な指針におけるこの対象とされる組換え DNA 技術の趣旨は、従来の我が国において運用されてきた安全性評価基準とそごを生じるものではないというふうに理解をしておりまして、そういう意味ではむしろ用語の定義、ないしは書きぶりについては国際的なコーデックスの書きぶりに合わせたということでもあります。

具体的に申しますと、1 ページの「定義」というところがございますが、その 1 「1 組換え DNA 技術」というものがございますけれども、その中に「酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNA をつなぎ合わせた組換え DNA 分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術（自然界における生理学上の生殖又は組換えの障壁を克服する技術であって伝統的な育種及び選抜において用いられない技術に限る）」という

規定ぶりになっているところでございます。

この案につきましては、今後公表いたしまして、本委員会終了後、来年の1月6日までの5週間、幅広く御意見をいただいた上で、必要があれば専門調査会での御議論をいただいた上で、本委員会で御審議をいただくということになるかと思えます。

以上、簡単ですが。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、あるいはこの資料3の点につきまして、何か御質問、あるいはコメントがありますか。

坂本委員 3ページにちょっと不安になる文言があるんですが、一番下に、これは「以上のような原則に立って、以下の基本的な考え方に従って、安全性の評価を行う」という言葉がありますので、このガイドラインとはちょっと枠が違うのかなとも考えられました。一番下の4番目の「遺伝子組換え食品(種子植物)については」というところなんですが、「家庭での調理を含め、食品加工の影響も検討する必要がある。例えば、加工後に内因性毒素の熱安定性や重要な栄養素等の生体利用率に変化が起こる可能性もある。従って、製造における加工条件及び食品成分の変化を示す情報も提供される必要がある。例えば、植物油であれば、抽出過程やその後の精製段階に関する情報が必要とされる。」という文言があるんですが、これは表示の中に入れさないというような暗示と言いますか、表現となっているのでしょうか。

村上評価課長 これは表示とは全く関わりのない記述でありまして、遺伝子組換え食品について、その安全性を評価する際には、その種子植物、今回この評価基準で想定しておりますのは、対象は種子植物でありますけれども、それがどのような形で消費されるのかということをも十分考慮の上で、そのものの安全性の評価をしなくてはならないということが書いているわけでありまして、最終食品に対しての表示ではありません。

坂本委員 最終食品は、安全性が確認されてから市場に出なければいけないということですね。現在、表示がないままに出ている商品は全くないんですか。

村上評価課長 そのようなものはございません。

坂本委員 そうですか。

中村委員 これは表示ではないとしても、今のお醤油とか、それから大豆などでつくった植物油は、途中でDNAが切れて、存在しないから表示の必要がないという第三分類という中に入っていますね。それは最終食品であるけれども、これは植物油であればというのは、これは最終商品みたいなイメージじゃないですか、下から2行目。

つまり、それが植物油と言えればできた油ですから、そこに抽出過程とか、それから精製

段階に関する情報が必要とされるというのは、ストレートに表示ではないけれども、表示に至る過程の情報を提供しなさいということにはならないんですか。

村上評価課長 ここは植物であればと書いてあるところで、誤解が生じるのかもしれませんが、この植物油を生産する種子植物であれば、その種子植物について、きちんとそういうことまで、その種子植物の安全性評価をする上で、こういうことまで考えておかななくてはなりませんよという評価基準でございまして、植物油のガイドラインではないわけがあります。

生産されたものをどこまで表示するかというのは、この評価基準とは全く別の観点から行われるものでありまして、ここは食品原料、ないしはそのものが食品として利用される組換え種子植物の安全性を評価する上ではどのような情報が必要かということ整理して箇条書きにしてあるということでございます。

ここでは植物油であればと書いてありますが、植物油の生産原料となる植物であればということだと思えます。

中村委員 言葉がわかりにくい。植物油を生産する元になる種子植物と、それはわかりましたが、その上の家庭での調理を含めというのは、食品加工の影響も検討する必要があるというのはどういう意味ですか。

村上評価課長 例えばそのものがそのまま家庭で生のままで流通をして、家庭で調理をしてそのまま食されるというケースにおいては、家庭での調理条件で何が起こるのかということも視野に入れた安全性の評価をしなくてはならないということだと考えております。

寺田委員長 よろしいですか。

坂本委員 よくわからない。

寺田委員長 例えば企業が遺伝子組換えのようなもので出してくるときに、こういうことをこちら側がチェックするから、そういう資料を整えてくださいという意味だと了解します。平たく言えばそうですね。

村上評価課長 そうです。

寺田委員長 企業なら企業側にそういうことをある程度要求しているということになるんだらうと思っておりましたけれども、もしもやっていないようであれば、こちら側からそういうことを要求したり、もっと一般的なことであれば、必要に応じて中立のところからそういう研究をやるとかということになりますね。

本間委員 多分そうだと思います。特に油の場合には、遺伝子の組換えの証拠となるものが移行ということにおいて、表示の直接対象にならないからこそ、こういうものが審査

の中に入るべきであるという、家庭の調理と言うのであれば、一般的には熱という条件の中で異質なものが生じないかどうかという意味で、表れないからこそ留意すべき情報という提供を求めたという点で割と親切に書いてあるかなというふうには私は理解しているんです。

坂本委員 企業としては、評価を受けるために提出する前には、すべてのこういう情報がそろっていなければいけないということにもなりますね。

村上評価課長 そうですね。

坂本委員 これは大変ですね。

寺田委員長 表示のことは将来的な問題として、こういうことも入れるとか、あるいはこういうガイドラインに沿った基準で判断してもらったものですよという表示になるかもわかりませんね。ここで言うことではないんですけども、例えばの考え方としては。

ほかにございますか。

中村委員 1 ページのところの専門調査会で一番御議論があったという定義の「1 組換えDNA技術」のところで、従来はセルフクロニング、ナチュラルオカレンスという内容も実は私、大体コーデックス自身が用語の定義が難しいと言っているのに、私などはとてもわかるあれではないんですけども、それを今回のガイドラインでも使っていないと。その書き方はコーデックスの方式を踏襲したというか、合わせたということですが、言葉は使ってなくてもあれなんですかね。実質、そういうものが定義が難しいというんだからよくわからないんですけども、そういうものはこの括弧書きの中で読み取れるということなんでしょうか。そこがよくわからないんです。

寺田委員長 いかがでしょうか。私も実は専門委員会にずっと出ていないので、よくわからないところがあるんです。定義は、大変複雑ないろんなことがあったり、決めてしまおうとがちがちになってしまうからということはあるんですが、ここの文章のことがまだよくわからない。教えてください。

村上評価課長 セルフクロニング、ナチュラルオカレンスも含めてですけども、用語としてコーデックスのガイドラインでは、採用されませんでした。

委員長がただいまおっしゃられましたように、恐らくそもそもセルフクロニング等の用語の定義をすることにエネルギーを使うのは余り適切ではないというようなお考えで、カルタヘナ条約の定義をそのまま引用したということであろうと思います。

その結果がこの1ページに書いてございます括弧内の規定、括弧内というか、組換えDNA技術の定義が、コーデックスのスタンダードと整合性が取られているということでご

ざいます。

今までどうだったかと申しますと、厚生労働省の今までのガイドラインにおきましても、少しはしょって申しますが、セルフクローニング及びナチュラルオカレンスについては、審査手続告示及び製造基準告示に基づく審査の対象ではないが、組換えDNA技術を応用した食品及び添加物がこれに該当するか否かについては、個別事例ごとに厚生労働省が判断するものであるというふうに規定をされているところでありまして、一応用語としては使っていますけれども、その実際上の運用は個別に判断をしている。

実際に厚生労働省におかれましては、今までもセルフクローニング、またはナチュラルオカレンスかどうかについて、薬事・食品衛生審議会の食品衛生バイオテクノロジー部会の組換えDNA技術応用食品安全評価調査会というのが今まであったんですけれども、そこが個別に資料を見て判断をしていたということでございます。

今後、食品安全委員会におきましても、厚生労働省における取り扱いと同様に、セルフクローニングとかナチュラルオカレンスとかは申しませんけれども、安全審査の対象になるかどうかというのは、個別に本委員会、ないしは専門調査会において御判断いただくことになると思いますので、この部分はほとんど変わらないということでありまして、そういう意味で多少今まで使っていた文言が使わなくなっておりますけれども、実際上の運用は変わらないということになるかと思っております。

中村委員 そうすると、コーデックス委員会でも審査の対象ではないけれども、この2つは個別にやるというふうになっているんですか。

村上評価課長 だから、そもそもセルフクローニングとかナチュラルオカレンスとかいうことは使わずに、この定義に書いてございますように、自然界における生理学上の生殖または組換えの障壁を克服するものかどうかということ判断基準にして、この組換えDNA技術の対象かどうかを判断をするということです。

中村委員 そうすると、セルフクローニングとかナチュラルオカレンスというのは、言葉としてどこから出てきたわけですか。何かそういうことを指摘しただれかがいたわけですかね。

村上評価課長 厚生労働省のガイドラインからというか、拠ってきたところのものは、詳細に分析しているわけではないので、お答えできないんですけれども、ただ、セルフクローニングという用語は、アメリカのガイドラインでもコーデックスのガイドラインでも使われていないので、同様の概念であろうかとは思いますが、用語を使えばその用語が一人歩きする可能性もあるということで、コーデックス、その他ではあえて使わな

ったのではないかというふうに考えております。

寺田委員長 これは種子植物だけの話であって、細菌とかは別個ですね。

村上評価課長 現在、お示ししておりますのは、種子植物のガイドラインでございます。今後、そのものを食べる微生物というのは、申請事例がないんで、それより先に、従来の厚生労働省の指針で評価をしておりました食品添加物のガイドラインというものが先に検討されることになると思います。

今後、専門調査会で原案作成をいたしまして、同じようにまた本委員会にお図りをした上で、意見を募集する形になると思います。

寺田委員長 わかりました。そうしますと、かなり強いアミノ酸の生合成とか、そういうところで使っているような、それを改善するようなことに関しては、これは当然対象ではないですね。

村上評価課長 そのとおりでございまして、もともと国際的なガイドラインも、比較的食品そのものを食べるというところから遠いところにある生産用の微生物の組換えガイドラインというのは規定しておりません。それは日本独自の規制でありますので、その点については、これとは別に御判断いただくことになろうかと思えます。

寺田委員長 わかりました。

もう一つ、ここの「自然界における生理学上の生殖又は組換えの障壁」という意味がよくわからないんです。英語の訳は大丈夫ですかね。大丈夫かというのは失礼な話なんだけれども。こっちの英語もすごいですね。ちょっとわかりにくいですね。

村上評価課長 ここに転記いたしましたのは、外務省がおつくりになりましたカルタヘナの公文の訳の転記でございまして、わかりにくい部分は恐らく、委員長御心配になっておられるのは、外側の方に御説明をするときにということであろうかと思えます。それは私どもとしては、この評価基準の解説みたいなものを逐次公開をして、理解をしていただくように努めたいと思えます。

寺田委員長 ありがとうございます。是非そうしてください。私もこういう分野のことはよくやっている人間なんだけれども、どうもわかりにくい。一般の方とか、いろんな方はよけいな心配を、わからない言葉を使ってという考えを持たれたらまずいのでお願いいたします。

ほかに何かございますか。

本間委員 聞き逃したんだと思いますが、これは意見の募集を実施するといろんな意見が出てきますね。そうすると、ちゃんと対応されるんだろうと思うんですが、このところ

は、専門調査会がおやりになるんですね。

村上評価課長 一義的にはそうです。専門調査会がおつくりになった原案に対して、御意見や情報がくれば、それに対してどう対応するのかというのは、原案作成をした調査会がお考えになると思います。どのような意見があつて、それに対してどのように専門調査会が答えたかということも含めて、こちらの委員会にお諮りをするという形になるかと思ひます。

本間委員 これはすごくいろんな意見があるし、消費者から企業まですごく意見が幅広いだらうという気がします。処理の仕方によって、何とでもなってしまうというようなことがあると、非常にこれは難しいだらうなという気がいたしますので、この処理の仕方というのもとても大事ではないかと考えております。

村上評価課長 後ほど委員長から御紹介があろうかと思ひますけれども、本件につきましては、本間先生御指摘のとおり、いろいろな御意見があろうかと思ひますので、意見交換会のようなものを開いてはどうかという御指示をいただいておりますので、書面でいただくものとは別に、そんなこともやろうかと思ひています。

寺田委員長 ほかにございませんでしょうか。いろいろな幅広い御意見があると思ひます。本間委員のおっしゃるとおりで、できるだけ意見・情報の募集とか、意見交換をした中で、お互いの立場の人が理解できるようになって、差が縮まるようになれば、そういうところに結局は落ち着くようになっていくんじゃないでしょうかね。ある程度コンセンサスというのがどうしても出てくるようなところがあると思ひます。コーデックスのときにも、そういうような話が出てきて、コンセンサス・ステートメントみたいにだんだんなってくる性格のものがあると思ひます。そこはできるだけオープンな形でやっていくことだと思ひます。

それでは、遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準（案）及び遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方につきまして、意見・情報の募集手続に入ることにしたいと思ひます。

それでは、次の議題「食品安全委員会の11月の運営について（報告）」に移らせていただきます。事務局の方から報告をお願いいたします。

岩淵総務課長 資料4に基づきまして、当委員会の11月の運営について御報告をいたします。

まず、食品安全委員会の開催は11月は4回ございました。11月6日の第18回会合では、評価の要請、特定保健用食品16品目、農薬3品目、遺伝子組換え食品・添加物7品目に関

する厚生労働省からの説明。

それから、10月の運営についての報告がございました。

11月13日の第19回会合では、同じく評価要請で、BSE発生国からの牛受精卵の輸入、動物用医薬品1品目に関し、農林水産省から説明がございました。

また、プリオン専門調査会における審議結果の報告を基に、食品健康影響評価、アルカリ処理をした液状の肉骨粉を肥料として利用することについて検討し、同日付けで評価結果を農林水産大臣に通知いたしました。

また、食品安全委員会における調査審議の方法などにつきまして、改正を決定していただきました。

更に「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問などについて御報告がございました。

20日の第20回会合では、食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときの検討、これはと畜場法施行令の改正等がございました。

それから、食品健康影響評価の要請では、動物用医薬品、牛のせき柱を含む飼料・肥料、豚由来たん白質等の飼料への利用、遺伝子組換え飼料に関し、それぞれ説明がございました。

農薬専門調査会における審議状況についての報告。

それから、BSE 8例目以降の対応状況について両省から説明がございました。

27日の第21回会合では、農薬3品目、添加物5品目について説明がございまして、また、モニターからの報告がございました。

2ページにまいりまして、専門調査会ですが、11回開催がございまして、委員会と合わせますと1か月に15回という大変多かった月でございます。

企画専門調査会では、13日に基本的事項についての審議が行われました。

リスクコミュニケーション専門調査会、4日に審議を行いまして、意見交換会の結果について報告・議論。また、リスクコミュニケーション関係の基本的事項の議論がございました。

緊急時対応専門調査会は11日に開かれまして、これも基本的事項の緊急時対応関係についての審議と、「健康危機管理における各機関との連携及び情報の共有」についての講演がございました。

添加物専門調査会は、18日に開催されまして、添加物の亜塩素酸ナトリウムについての検討が行われました。

農薬専門調査会は12日に開催されまして、農薬ノバルロンについて検討が行われました。

微生物・ウィルス合同専門調査会では、家畜の肉等の廃棄基準の見直し、それからセレウス菌の規格基準の設定についての検討が行われました。

28日の会合では、同じく廃棄基準の見直しについて、先ほどの検討結果になったわけでございます。

3ページにまいりまして、プリオン専門調査会が27日に開催されまして、先ほどの牛受精卵の輸入についての検討結果が出た。それから、豚由来たん白質の飼料利用について検討したということでございます。

遺伝子組換え食品等専門調査会、ただいま御報告があったような検討結果でございます。

新開発食品専門調査会につきましては、17日に特定保健用食品4品目について検討が行われました。

肥料・飼料等専門調査会、14日にアスタキサンチン及びカンタキサンチンについての検討が行われました。

そのほかといたしまして、ここに6件書いてございますけれども、5日に愛知県で意見交換会を開催いたしまして、小泉委員に「食品の安全性の確保のための新たな仕組みについて」のテーマで講演していただいております。

11日には沖縄県で意見交換会を開催いたしまして、寺尾委員が「食品の安全性の確保のための新たな仕組みについて」のテーマで講演していただいております。

17日には、全国消費者大会が東京でございまして、寺田委員長から食品安全委員会の取組、中村委員から「リスクコミュニケーションのあり方」についてそれぞれお話をいただいて、パネルディスカッションを実施したということでございます。

18日には、宮城県で意見交換会を開催いたしまして、小泉委員が「国民に信頼される食品安全行政に向けて」のテーマで講演していただきました。

20日には日本栄養士会と懇談をいたしまして、食の安全性確保のための日本栄養士会の取組や、今後の当委員会との協力について懇談をしたということでございます。

28日には、大阪におきまして、意見交換会を開催いたしまして、有識者、専門家の参加の下に、リスクコミュニケーションについて、講演、パネルディスカッション、参加者との意見交換を実施したということでございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明に関しまして、どなたか御質問、あるいは追加コメントはございますでしょうか。

ございませんか。企画専門調査会での基本的事項の検討ですが、これは 11 月のことですからあれなんですけれども、どういうふうになっておりますか。

岩淵総務課長 食品安全基本法に基づく基本的事項の検討状況ですけれども、企画専門調査会が昨日開催されまして、企画専門調査会としての基本的事項に盛り込むべき事項の御意見がまとまりました。実は若干修文がございまして、今、座長とそこは調整をしているところでございますけれども、近く座長から寺田委員長宛てに企画専門調査会の意見が提出される予定でございます。

したがって、来週 11 日のこの委員会に、その企画専門調査会の検討結果を御報告いたしまして、そこで総理の諮問に対する当委員会としての意見の案を御審議いただきたいと考えております。

その検討の結果、当委員会の意見がまとまりましたならば、それを総理にお返しするというので、委員会としてはそこで終了でございますけれども、その後政府の方で国民への意見募集とか、閣議決定までの手続を来年の 1 月にかけて行うという予定でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。

その他ありますか。

村上評価課長 お手元に資料 5 がございますが、これは 12 月 2 日付けで厚生労働大臣より添加物 2 品目、表裏になっておりますけれども、グルコン酸亜鉛とグルコン酸銅でございます。この食品健康影響評価の要請が来ておりますので、来週、厚生労働省より説明をお聴きしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

寺田委員長 ありがとうございます。ほかに何かございます。

岩淵総務課長 今後の専門調査会の日程でございますが、明日、12 月 5 日の金曜日、午後 2 時から動物用医薬品専門調査会、10 日の 10 時から、汚染物質専門調査会、午後 14 時から、新開発食品専門調査会が開催される予定でございます。

このうち動物用医薬品専門調査会では、動物用殺虫剤のエトキサゾール、イミダクロプリド、ウチマンヘミヤエモリチカ 1 型菌不活化ワクチンについて御審議いただく予定でございます。

また、新開発食品専門調査会では、10 月 28 日付けで意見を求められております 16 品目の特定保健用食品のうちで、既に検討が行われました 4 品目を除く 12 品目について意見を求められている順に審議いただく予定でございます。

この 2 つの専門調査会につきましては、両大臣から提出のございました資料のうち、関係の事業者の作成した毒性実験データなどにつきまして、委員会の公開規定に基づきまし

て、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益、もしくは不利益をもたらす恐れがある場合に該当するということで、座長に御判断をいただいております、非公開で行うということになります。

会議は非公開でございますけれども、専門調査会の議事録、それから審議結果案等につきましては、国民への説明責任や、透明性の確保の観点から、農薬専門調査会、それから肥料・飼料等専門調査会の場合と同様に取り扱うという予定でございます。

以上でございます。

寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまのような取り扱い、あるいは説明でよろしゅうございましょうか。非公開は新開発食品専門調査会と特定保健の方ですか。

岩淵総務課長 動物用医薬品専門調査会と新開発食品専門調査会でございます。

寺田委員長 失礼しました。ありがとうございます。それでよろしゅうございますか。

それでは、これで今日の議事全体が終わりましたが、全般に関しまして、何かございませうでしょうか。

そのほかなければ、先ほど事務局の方から話がありましたけれども、本日、報告のありました遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準（案）につきまして、意見交換会を12月19日金曜日、14時から、千代田区平河町の全共連ビル会議室で開催する予定なのでお知らせいたします。

以上をもちまして、第22回「食品安全委員会」を閉会いたします。次回の委員会につきましては、12月11日木曜日14時から開催いたします。

どうもありがとうございました。